

○近江八幡市人権擁護審議会規則

平成24年5月8日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市人権擁護に関する条例（平成24年近江八幡市条例第1号）第8条の規定に基づき、近江八幡市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、あらゆる人権侵害をなくし、人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権施策に関する重要事項について調査及び審議する。

2 審議会は、前項の規定する事項について、市長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を総括し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権施策所管課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。